様式第七号（第十条の二関係）

許可番号０４６０８００３５５３号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目３番３号
氏　　名　　株式会社礒部
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　礒部和孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事　塩田康一

鹿児島県知事印

許可の年月日　　令和８年10月23日
許可の有効年月日　　令和13年10月22日

1　事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上９種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3　許可の条件

なし

4　許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成18年10月23日	
更新許可	平成23年10月23日	
変更届出	平成28年４月11日	法人の代表者を「礒部和孝」から「礒部孝重」に変更
更新許可	平成28年10月23日	

変更届出	平成30年２月14日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）」に、「金属くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）」を「金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）」に変更
変更届出	平成31年３月５日	法人の代表者を「礒部孝重」から「礒部和孝」に変更
更新許可	令和３年10月23日	
更新許可	令和８年10月23日	

5　鹿児島市の積替え許可の有無　　有・(無)

6　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　(有)・無